

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第八号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（第十三条及び第十五条の規定により特別急行列車等を利用しその利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員にあつては、運賃等相当額に第十六条の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を支給単位期間の月数で除して得た額。以下「一箇月当たりの運賃等の相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額から七万円を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等の相当額（二以上の普通交通機関等又は特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が二以上ある場合においては）」に、「以下「一箇月当たりの運賃等の相当額等」」を「次号及び第十八条第三項において「一箇月当たりの運賃等の相当額等」」に改める。

第十八条第一項中「第三項各号に掲げる」を「第三項に規定する」に、「同項各号」を「同項」に、「この条及び第二十三条において」を「この条、第二十条第二項第二号及び第二十三条において」に改め、同条第二項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十二条第四項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等の相当額等（第十一条第三号に掲げる職員に係る

ものを除く。）、条例第十二条第二項第二号又は第三号に定める額（第十一条第二号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第二十条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第二十条第一項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同条第二項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同項第一号中「一箇月当たりの運賃等の相当額等（第十一条第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等の相当額及び条例第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が七万円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、「一箇月当たりの運賃相当額等が七万円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同項第二号中「一箇月当たりの運賃等の相当額等が七万円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同号イ中「支給単位期間」を「支給単位期間等」に改め、「払戻金相当額」の下に「の合計額並びに広域連合長の定める額の合計額」を加え、同号ロを削り、同条第三項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改める。

第二十一条第一項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き職員（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年青森県後期高齢者医療広域連合条例第六号）第一条の規定による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下この項において「改正前の給与条例」という。）第十二条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の通勤手当規則」と

いう。〕第十一条第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の交通機関（第六条に規定する交通機関をいう。以下この項において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。〕及び同項第二号に規定する額（改正前の通勤手当規則第十一条第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。〕に支給されている通勤手当のうち交通機関及び改正前の給与条例第十二条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の通勤手当に関する規則第十八条第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係る通勤手当であつて、改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が七万円を超える場合のものに限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から七万円を減じて得た額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。